

# 低所得者世帯の金融排除と 金融ウェルビーイング

——ファイナンシャル・ダイアリー調査に基づく分析と考察

角崎 洋平

---

はじめに——「金融排除」をどう捉えるか

- 1 金融ウェルビーイングという視点
- 2 調査方法
- 3 調査結果
- 4 調査結果の分析と考察

おわりに

はじめに——「金融排除」をどう捉えるか

本稿は、ファイナンシャル・ダイアリーという手法を用いて、低所得者世帯が抱える家計の困難を動的的に把握するものである。そして本稿は、低所得者世帯の金融排除が日本においてどのような形で存在し、どのように低所得者世帯の家計に影響を及ぼしているかを明らかにすることを目的とする。

ところで「金融排除」とはいかなる状態を指すのだろうか。本誌掲載「世界と日本の金融排除・金融包摂の動向」(小関隆志)では、ジョルジュ・グルコビエゾフの定義に基づき「金融のアクセスや使用が難しくなり、所属する社会における当たり前の生活を営むことができなくなる過程」(Gloukoviezoff 2011: 12)とされている。この定義は、金融サービスからの排除と社会的排除の関係に注目するものであり、その人が住む社会によって異なるであろう、金融サービスへのアクセス困難や使用困難といった多様な問題を視野に入れることを可能にするものである。

しかしここでいう「当たり前の生活 (normal life)」とは何か。「当たり前の生活」という定義は、「最低限」という水準を超えて、多様な問題・困難を捉えることを可能にするという点では柔軟性が高く汎用性は高い。しかし一方で、「当たり前の生活」とは何かが曖昧なためその測定が難しく、問題が発生している状態を捉えにくいという側面がある。また、「当たり前の生活」を困難に至らしめる過程が「所属する社会」によって異なることに加えて、「当たり前の生活」自体も多様な意味に開かれていては、困難に至る過程として捉えるべきものも一層多様になり、焦点とすべき問題が散漫になってしまう。こうした事情のため、野田 (2012) でも指摘されるように、金融排除につ

いての実態調査の多くは、特定の金融商品やサービスへのアクセス困難・使用困難を指摘したものととどまることが多く、複数の金融商品・サービスを包括した「金融排除」の実態把握にまではたどり着いていないように思われる。

そのため本稿ではまず、「当たり前の生活」の参照軸として、先行研究も踏まえつつ「金融ウェルビーイング (financial well-being)」の視点を導入する (第1節)。本稿が金融ウェルビーイングの視点をを用いて「当たり前の生活」を明確化しようとするのは、金融排除定義の曖昧さを問題視し、これを修正するためではない。その目的は、あくまで本稿のファイナンシャル・ダイアリー調査で明らかになる「当たり前の生活を営めなくなっている」状態を捉えるための道具的かつ暫定的な視点として用いることにとどまる。続く第2節で本研究の調査方法 (ファイナンシャル・ダイアリー) について解説したうえで、第3節で調査結果について確認し、金融ウェルビーイングを欠いている低所得者の生活と、金融排除により金融ウェルビーイングを欠く状態に至った過程について明らかにする。本稿がファイナンシャル・ダイアリーという手法を用いるのは、後述するとおり、「当たり前の生活」から排除される過程について動的に把握するためである。考察部分の第4節では、低所得世帯の金融排除・金融ウェルビーイングの欠如について分析するとともに、低所得世帯にとっても利用しやすい金融サービスの必要性についても指摘する。

## 1 金融ウェルビーイングという視点

### (1) 低所得者向け金融サービスの意義

前掲の小関論文で指摘されているとおり、日本では低所得者世帯の金融排除が問題視されることはまだ少ない。金融に関する問題としては、サラ金問題や多重債務問題が指摘されてきたが (宮坂2008 など)、あくまで低所得者への金融サービスは、不足 (過少) ではなく、過剰が問題視されることが多かった。

こうしたなかで岩田正美は早くから、生活者の家計構造を踏まえながら低所得者世帯向け貸付事業を、日常生活を支える基盤となるものとして評価し、適切な貸付事業の不備を指摘している。岩田 (1990) は社会福祉領域における貸付手法について、「新たな貨幣を生む可能性のある事業的な資金」か、生活費として必要になる「臨時資金や耐久財、教育費などの高額サービス」に適合的な手法だとしたうえで、この両種類の資金を「日常生活を支え安定させる基盤」となるものと位置づけている。さらに岩田は、「冠婚葬祭、疾病・災害・事故など」のような予測困難な出費に対応する臨時資金も、不測の事態に備えた「準備金」を代替する役割を持つものとして位置づけている (岩田1990: 143)。ここではとくに、耐久財や教育サービス購入のための費用だけでなく、不測の事態に対応する費用も、日常生活を支える基盤として評価されていることに注目しておきたい。そして岩田は、貸付事業が消費社会において、クレジットカードのような「過剰貸付」につながる危険性も指摘し、こうした過剰貸付を誘発する高利の営利貸付に対抗する、「相談・情報機能」付きの貸付事業の必要性も説いている (岩田1990: 164-165)。

「日常生活を支え安定させる基盤」に資するという役割を超えて、金融サービスを、自由な選択の機会を保障するものとして評価しようとする論考もある。たとえば筆者は低所得者向け貸付サー

ビスの意義について、アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチに基づき、借り手の実質的自由の拡大に資するものとして評価している。とくに貸付的手法を「今を生き延びるための生活保障」というよりも「将来に向けて生活を安定させたり、多様なライフプランを選択したりするための基盤を保障」するものとして評価している（角崎 2016：125）。またキンバリー・ブラウンリーとゾフィア・ステンプロウスカは、教育を受ける権利と同様に、人の人生をより良くする機会を直接開くものとして、金融包摂を促進することの重要性を説いている。ブラウンリーらは金融包摂が、人々の社会参加・経済活動などを保障するとともに、悲惨で品位を貶められるような処遇を受けている人々の脆弱な状況を改善させることもできるとしている（Brownlee & Stemplowska 2015：53-54）。こうした研究では、現在や将来における選択の自由や人生の機会を拡充するものとして、金融の意義（もしくは金融サービスにアクセス困難であることの問題）が捉えられている。

近年ではさらに、ケイパビリティ・アプローチを踏まえつつ、低所得者やマイノリティにとって使い勝手のよい金融サービスの必要性を説くマーガレット・シェレイデンらによる金融ケイパビリティ（financial capability）研究も蓄積しつつある。ここでの金融サービスには、貸付サービスだけでなく、貯蓄・年金や保険サービスなども含まれている。金融ケイパビリティは、行為する能力（ability to act）と行為する機会（opportunity to act）によって構成される、金融に関する行為の実質的な機会（自由）のことである。シェレイデンらは、「行為する能力」を改善する取り組みとしての金融リテラシー向上策のみでは、金融ケイパビリティを十分に改善させることはできないとしている<sup>(1)</sup>。シェレイデンらは、「行為する機会」を改善する取り組みとして包摂的な金融サービスの設計（金融包摂）が必要であることを繰り返し強調し（Sherraden 2013, Sherraden, Birkenmaier, and Collins 2018 など）、包摂的な金融サービスに必要な性質として、適切さ、アクセス可能性、手頃な価格、資金繰りの面での魅力、利用の容易さ、柔軟性、安全と信頼、を列挙している（Sherraden 2013：14-18）。そしてシェレイデンらは、金融ケイパビリティについて、所得の十分性や資産形成とともに、金融ウェルビーイングの改善に貢献するものとしている（Sherraden, Birkenmaier, and Collins 2018：3）<sup>(2)</sup>。

## （2）金融ウェルビーイングとは何か<sup>(3)</sup>

シェレイデンらが定義する金融ケイパビリティは金融ウェルビーイングの改善に貢献するものとされているので、金融ウェルビーイングは、金融ケイパビリティや（金融ケイパビリティにつながる）金融包摂の目標となりうるものと言えよう。では、金融ウェルビーイングとは何か。シェレイデンらはその定義について、アメリカの金融消費者保護局（Consumer Financial Protection Bureau：CFPB）の定義を参照している（Sherraden, Birkenmaier, and Collins 2018：5-6）。

CFPB は、リーマン・ショック後に抜本的な消費者保護のための金融規制強化策として成立した「ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法」（ドッド・フランク法）に基づき、

(1) もちろんシェレイデンらの研究は、金融リテラシーの意義を等閑視するものではない。本誌掲載「最低限身に付けるべき金融リテラシー」と機会」（野田博也）では、シェレイデンらの研究を踏まえて、社会的側面（包摂的な金融サービスの利用機会など）も踏まえた金融リテラシーの重要性について考察されている。

(2) シェレイデンらの金融ケイパビリティ研究の概要と今日における到達点については野田（2019）を参照されたい。

(3) 本項は角崎（2019）3節（1）と一部重複する箇所がある。

金融サービスにおける消費者保護を目的として2011年に設立された機関である<sup>(4)</sup>（奥山2016）。CFPBは、2015年に*Financial Well-being: The Goal of Financial Education*というレポートを発表し、金融ウェルビーイングの構成要素とそれに結び付く行動・知識・特性・社会経済環境について分析している（CFPB 2015）。このレポートでは、経済学・心理学・哲学・教育学など多領域に及ぶ150以上の文献調査と、成人した消費者59人および金融の専門家（金融教育や金融商品・サービスの提供者も含む）30人に対する各1時間のインタビュー調査などを実施し、調査結果を踏まえて金融ウェルビーイングの定義と構成要素を導出している（CFPB 2015：12-17）<sup>(5)</sup>。

CFPBが導出した金融ウェルビーイングの定義は以下のとおりである。すなわち「個人が、十分に現在および継続中の金銭的債務を果たすことができ、将来において金銭面で保障されていると感じることができ、かつ、人生を享受する選択をすることができる状態」のことである（CFPB 2015：18）。そしてその構成要素は、以下の四つである（CFPB 2015：18-20）。

- ①日々、もしくは毎月の、資金繰り（finance）をコントロールできること。（例：日々を何とかやっていくための資金について心配しないで済む）
- ②金銭的（financial）ショックを吸収するだけの能力があること。（例：急に車が故障して修理が必要になったり、解雇されたりなど、予期できないライフイベントに遭遇した時に、クッションとなるような家族や友人、貯蓄や保険などが存在する）
- ③金銭面での目的（financial goal）の充足に向けて順調であること。（例：車や家を購入するために貯蓄したり、学生ローンを支払ったり、退職に備えたりなど、将来に向けた金銭面での計画を保持している）
- ④人生を享受するための金銭面で裏付けされた選択する自由（financial freedom to make choices）があること。（例：自らのニーズを充たすだけでなく、時には外食に出かけたり、休暇をとったりする余裕がある）

以上の金融ウェルビーイングの要素は、表1のように整理することができる。

このように、金融ウェルビーイングに必要とされるのは、現在と将来における金銭・金融面での

表1 金融ウェルビーイングの構成要素

	現在	未来
保障	日々の資金繰りのコントロール	金銭的ショックの吸収力
選択の自由	人生を享受するための選択の自由の金銭的裏付け	金銭面での将来計画

出典) CFPB (2015: 20)

(4) 直訳すると「消費者金融保護局」であるが、奥山(2016)などは、こう訳出すると「消費者金融」のみを対象とした機関と誤解される可能性があるとして、「金融消費者保護局」の訳語を採用している。本稿もこれに倣う。

(5) CFPB(2015)の目的は、そのレポートタイトルにも示されているとおり、一義的には金融教育施策の指標としての金融ウェルビーイング指標の開発である。しかし金融ウェルビーイングの達成には金融教育だけでなく金融の利用機会等も重要であることもこのレポート内で認識されている(CFPB 2015: 46)。そのため金融ウェルビーイングは、消費者向け金融サービス施策全般の目標として理解することが可能である。

生活保障であり、現在と将来における金銭・金融面での選択の自由である。現在や将来の生活の安定や、自由な選択機会の保障に注目することは、CFPBの専売特許ではない。これらへの注目は、本節（1）で取り上げた先行研究においても、低所得者向け金融サービスの意義として注目されてきたものであることも確認しておきたい。

### （3）金融ウェルビーイングと「当たり前の生活」

上述の①から④が達成困難に追い込まれているとするならば、そうした生活は「当たり前の生活」からかけ離れてしまっていると推察できる。実際にCFPB（2015）をもとに実施されたアメリカでの金融ウェルビーイングの全国調査では、上述の金融ウェルビーイングの定義と構成要素から導き出されたスコア（0～100）の平均値および中央値（ともに54）から20ポイント以上下位のグループにおいて、顕著な生活困難がみられている。具体的にはそうした調査対象者の多くで、収入の範囲内で生活を回していくことに困難を抱えており、またそうした多くの者が調査日1年以内に物質的困難を経験していることが報告されている（CFPB 2017：25-27）。

ここで指摘されている金融ウェルビーイングの要素、すなわち現在と将来における金融面での保障と自由は、当然、民間の金融サービスのターゲット層である中高所得者のみが求めるものではない。低所得者・生活困窮者等であっても、当たり前に必要とされるものである。したがって金融ウェルビーイングは、すべての人々の「暮らし良さ＝well-being」のありように影響を与える、当たり前の生活にとって必要不可欠のものといえよう。

以上から本稿では金融ウェルビーイングの欠如を、金融排除定義でいう「当たり前の生活」を欠いた状態につながる大きな原因と捉えておきたい<sup>(6)</sup>。

## 2 調査方法<sup>(7)</sup>

「はじめに」で述べたように、本稿は金融排除、すなわち「金融のアクセスや使用が難しくなり、所属する社会における当たり前の生活を営むことができなくなる過程」が、日本においてどのような形で存在し、どのように低所得者世帯の家計に影響を及ぼしているかを明らかにすることを目的としている。

そのために、低所得者の生活・家計の状況と直面する課題（家計の行き詰まりや、満たされない金融サービスへの需要）、さらには金融サービスへの需要と実際の金融行動を丹念に追い、金融排

(6) 「はじめに」でも述べたが、本稿が金融ウェルビーイングの視点をを用いて「当たり前の生活」を明確化しようとするのは、金融排除定義を修正するためではない。あくまで本稿のファイナンシャル・ダイアリー調査で明らかになる「当たり前の生活を営めなくなっている」状態を捉えるための道具的かつ暫定的な方法として用いている。その理由は第1に、CFPBの金融ウェルビーイングについての調査研究自体、まだ開始されて間もないこともあり、修正・整理すべき点があると思われるからである。第2に、「当たり前の生活」をむやみに明確化してしまえば、やはり様々な社会での金融排除の過程を取りこぼす危険性があるからである。そういう意味では、金融ウェルビーイングの欠如が実際に（当たり前の生活が不可能になる過程としての）金融排除に関連しているかどうかということ自体も、丁寧に検証する余地があり、両定義とも今後の調査や考察を経て、継続的に見直しされ続ける必要がある。

(7) 本節は社会政策学会第137回大会自由論題報告原稿（小関・角崎2018）の小関隆志氏執筆分に加筆修正したものである。

除問題を掘り起こす必要がある。こうした観点からとくに注目したいのは、上述の金融ウェルビーイングが欠如した状態の発生とその影響である。すなわち調査対象者が「日々の資金繰りのコントロールができていないか」「臨時の金銭的ショックに対応することができていないか」「現在と将来の双方において選択の自由のための金銭的な裏付けがあるか」に注目する。

本稿では、個々の低所得者によって状況は異なり、時期による変動も予想されることから、少数の対象者に対して一定期間継続的に調査する方法を採る。具体的にはファイナンシャル・ダイアリー調査の手法を用いる。従来から低所得者等に対する家計調査は実施されているが、従来の家計調査とファイナンシャル・ダイアリー調査の違いは、比較的少数の家計を長期間にわたって継続調査することにある。家計調査では多数の調査対象者を分析することができる反面、「スナップショット」的な家計上の困難の把握にとどまる。そのため、家計が困難に陥った経緯や背景の把握は難しい。一方ファイナンシャル・ダイアリー調査は、特定の家計の一定期間の間に高頻度で訪問調査することで、家計上の困難が発生した原因や、その困難が将来的にもたらす影響などを、動的に把握することを可能とする。「当たり前の生活を営むことができなくなる過程」としての金融排除を確認しようとする本稿の目的を達成するためには、やはり家計の動態の確認も必要となるため、本稿ではこの方法を採用している。

このファイナンシャル・ダイアリー調査はジョナサン・モーダックやスチュアート・ラザフォードらによって開発された調査方法で、途上国の最貧困層の生活・家計の状況を分析することで、金融包摂への手がかりを得ようとするものとして導入された (Morduch et al. 2009 = 2011)。近年はアメリカなどの先進諸国でもこうした調査が行われている (Morduch and Schneider 2017)<sup>(8)</sup>。ファイナンシャル・ダイアリー調査、とりわけ途上国でのファイナンシャル・ダイアリー調査が明らかにしたことの一つは、貧困層は単に収入が少ないのではなく、収入が極めて不安定であることと、収入がいつどの程度得られるのか予測不可能であること、したがって生活防衛のために多様な金融手段を組み合わせて危機を乗り切っているということであった。家計が苦しくなった際に収支を平準化できる金融サービスが利用可能であれば危機を乗り切ることができる。また貯蓄や保険などの金融サービスによって限られた資産を保全・形成できれば貧困からの脱却に資することになる。途上国と先進国とでは状況が異なるが、本稿で注目する低所得者世帯においても、家計収支の平準化や資産形成が、「当たり前の生活」にとって重要な要素になっているといえる。その点でもファイナンシャル・ダイアリー方法による家計と金融サービスの分析は、金融排除の状況を把握するための不可欠な方法である。

本調査はこのファイナンシャル・ダイアリー調査に倣い、調査員が1年間にわたって隔週で調査対象者を訪問し、調査対象者の世帯の収支と金融行動（貯蓄、借入れ、返済等）のデータを取得するとともに、その世帯の属性や背景、生活状況などの定性情報を聞き取ることを続けた。調査対象者へのインタビューは非構造化方式を採用した。調査は2016年10月に始まり、2018年11月までの間に14名に対して、各1年間の調査を実施した。

調査対象者としては生活保護受給者とボーダーライン層（低所得の非受給者）の双方を対象に含

(8) Morduch and Schneider (2017) の研究成果については前掲の小関論文でも紹介されている。

むことにした。また、多重債務や自己破産、病気・障害、定住外国人などを原因とした金融排除の可能性が考えられるため、多様な属性が含まれるよう配慮した。具体的な対象者の選定・推薦は、生活困窮者を支援する団体に依頼した。なお調査対象の多様な属性や調査数の確保といった目的もあり、調査対象者の選定に際し、事前に対象者の所得上限や下限を設定することはしなかった。そのため調査対象に生活保護世帯も多く含むことになった。本稿では、とくに断りのない限り「低所得者（世帯）」には「生活保護受給者（世帯）」も含まれている。また調査対象者の居住地は東京23区もしくは政令指定都市である。

調査員は社会福祉士会を通して公募した社会福祉士とした。その理由は、社会福祉の専門的知見を有する者の方が、調査対象世帯の生活上の困難の実態や、その背景について正確に把握することができると思ったからである。また、生活上の困難を抱える対象者の家計というセンシティブ情報を取り扱うことから、秘密保持義務（介護福祉士及び社会福祉士法第46条）があり、必要なコミュニケーションスキルを持つ社会福祉士が適任と考えたためである。

本調査については「佛教大学 人を対象とする研究計画等審査」の承認を受けており、原稿については事前に研究協力を得た関係者に了解を得ている。

### 3 調査結果

#### (1) 概要

調査対象者は表2のとおりである。

表2 調査対象者の属性等分類

番号	年齢	性別	世帯	属性・状況	主な収入源	親族関係 <sup>(9)</sup>
No.1	50代後半	女	単身	慢性的体調不良	生保	疎遠
No.2	60代後半	男	単身	高齢	生保	疎遠
No.3	70代前半	男	単身	高齢	生保	疎遠
No.4	40代前半	男	単身	精神障害	生保	疎遠
No.5	30代後半	女	単身	精神障害	生保+非正規	疎遠
No.6	60代 <sup>(10)</sup>	男	単身	高齢	生保+老齢年金	支援受けず
No.7	70代後半	女	単身	高齢	生保+老齢年金+非正規	支援受けず
No.8	80代前半	男	夫婦のみ	高齢	老齢年金	息子の支援
No.9	40代前半	男	単身	発達障害	障害年金+非正規	姉の支援
No.10	60代前半	男	単身	高齢	老齢年金+非正規	支援受けず
No.11	30代前半	男	単身	病識ある	非正規	疎遠
No.12	40代前半	女	夫婦+子2	夫が人工透析中	正規雇用(+自営業)	支援受けず
No.13	50代前半	女	夫婦+子2	定住外国人	自営業(+非正規)	姉から借入
No.14	50代後半	女	夫婦+子1	定住外国人	非正規(夫婦)	親族の支援

(9) 「疎遠」は親族と長く連絡が取れていない状態、「支援受けず」は疎遠ではないが金銭などの支援を受けていない状態を指す。

(10) No.6については年代のみ把握している。

調査対象者を属性別にみれば高齢者が6件、障害者が3件、定住外国人が2件である。その他のケースも慢性的な体調不良があったり（No.1）、病識はあるが金銭的な理由で通院を避けているケース（No.11）、夫が人工透析治療中であるケース（No.12）であったりなど、なんらかの生活上の困難を抱えている。なおNo.13・No.14の定住外国人は日本での定住歴が約30年である。年齢構成で見ると、30代が2件、40代が3件、50代が3件、60代が3件、70代以上が3件である。

主な収入源別にみれば、調査対象者のうち生活保護を受給しているのは7件で、うち2件は年金も受給している。生活保護を受けていないが年金を受給しているのは3件である。年金を受給している対象者のなかには年金のみで生活が維持できている者はおらず、生活保護やアルバイト・パートなどの非正規労働、親族からの支援で生計を維持している。その他の4件はアルバイトや自営業などで生計を立てている。親族との関係が疎遠になっているケースも散見される。

次頁表3では、調査対象者の収入・現預金・負債および資金収支がマイナスになった時の対応についてまとめている。

平均月収については15万円以下の世帯が9世帯を占め、15万以上20万以下の世帯が2世帯である。No.8・No.13・No.14について平均月収は20万を超えているが、うちNo.13とNo.14は定住外国人の世帯であり、本節（2）で確認するように生活は安定しているとは言い難い状況である。また調査対象者の多くは、低所得であるのみならず毎月の収入の変動幅が大きい。非正規雇用や自営業のケースにおいて変動幅が大きいのは容易に想像がつくが、年金を受給している対象者にも変動が大きいことに注目する必要がある。これは年金の2か月まとめ支給のためである。

資産状況について調査終了時点で平均月収を超え現預金があるのはNo.1とNo.10のみである。ほぼ現預金ゼロの世帯も少なくなく、調査終了時点で平均月収の半額以上の預貯金を確認できた対象者は、No.1・No.10以外にはNo.13のみである（ただしNo.13は預貯金以上の負債がある）。

表3では子どもの進学や突発的な病気・事故、または趣味・ギャンブルなどの衝動的な消費により月の支出が急増する場合の対応についても確認している。そうした際に一定程度の現預金を所持しているケースにおいては蓄積した現預金の取り崩しで対応しているが、そうでないケースにおいては知人・親族からの少額借入やクレジットカードの利用で対応しているケースが多い。自己破産歴等を理由としてカードローンなどを組めない対象者については、支出を削減する方法として、支援団体からの食料などの現物支給に頼るケースや、食事を減らしたり各種支払いを遅延させたりすることで凌いでいるケースも散見される。

## （2）個別事例

以下各事例について、調査開始時点までの対象者世帯の来歴について簡潔に踏まえたくうえで、「日々の資金繰り」「金銭的ショックの吸収力」「選択の自由のための金銭的裏付け」を中心に確認していく。

（a）生活保護を受給（年金は受給せず）しているケース

No.1

【来歴】留学し、帰国後はフリーランスで働いていた。年金保険料の支払いは無い。調査開示前に

表3 調査対象者の収入・現預金・負債・資金収支マイナス時の対応

番号	平均世帯月収	月収最大～月収最小 <sup>(11)</sup>	現預金（開始～終了）	ローン・カード負債（終了時） <sup>(12)</sup>	資金収支マイナス（見込み）時の主な対応
No.1	138,568	150,356～85,532	176,544～204,260	（破産歴有）	現預金
No.2	127,362	190,340～108,000	29,000～ほぼゼロ	—	支援団体からの現物支給，食事のカット，借入（知人），家賃支払い遅延
No.3	122,323	130,210～119,630	117,261～29,692	29,692	借入（知人），借入（携帯会社）
No.4	82,195	120,000～72,210	—	—	借入（知人），電話料金滞納，食事のカット，フードバンクの利用
No.5	100,630	144,196～63,140	ほぼゼロ	（破産申請中）	家賃滞納，携帯電話料金滞納，食事のカット，フードバンクの利用
No.6	118,714	220,894～28,722	117,078～50,174	5,000	支援団体からの現物支給，借入（知人）
No.7	117,763	212,129～51,123	—	（破産歴有）	現預金
No.8	202,961	440,051～0	ほぼゼロ	（破産歴有）	息子からの支援，各種費用の分割払い
No.9	184,006	328,107～0	72,145（開始時）	（調査期間中に破産免責決定）	キャッシング（カード），借入（姉）
No.10	141,538	281,084～3,600	約300,000	無し	預貯金
No.11	133,513	241,886～83,893	ほぼゼロ	（破産歴有）	家賃滞納，割賦払滞納，食事のカット，フードバンクの利用
No.12	156,592	382,510～120,000	—	リボ負債約35万，他教育ローン有	クレジットカードリボ払い，現預金，教育ローン
No.13	294,621 <sup>(13)</sup>	490,065～149,568 <sup>(14)</sup>	56,576～245,185 <sup>(15)</sup>	1,469,793（うち事業資金123,321）	キャッシング（カード），公共料金・国保・住宅保険料等の支払遅延
No.14	341,822	424,058～200,875	590,666～26,635	407,667	キャッシング（カード），クレジットカードリボ払い，親族からの支援

自己破産し，生活保護を受給している。支援団体には自己破産手続きの際に世話になったが破産免責決定後関係はない。

【日々の資金繰り】生活保護で受給額は比較的安定している。また自己破産後エクセルで家計管理しており毎月の支出を賄っている。

【金銭的ショックの吸収力】家計管理の努力の成果もあり月収程度の現預金を保持している。しかし生活保護の資産調査に際して手許に現預金があると良くないとも聞いたこともありパソコンを購入し費消している。また冷蔵庫やテレビの調子が悪いことを懸念しているが，買い替えるほどの

(11) 月収については，当月分の収入が土日祝日の関係で翌月払いになった場合は，当月分の収入とした。

(12) 配偶者名義含む。

(13) 調査対象者の事業収入と配偶者の給与収入の合計。調査対象者の事業収入は2017年度確定申告書より計算したものの。

(14) 事業による売上と家計収入が混在しており実態を示していない可能性がある。

(15) 同上。

余裕はない。自己破産歴あり，銀行借入やカードローンも利用できない。両親・親族とは自己破産のときに絶縁状態になっており，もしものとき頼ることはできない。

#### No.2

【来歴】 中学卒業後いくつか職を転々としており，ホームレスの経験もある。支援団体とはそのころから18年以上付き合いがある。調査開始時点の1年ほど前に入院し就労困難になり生活保護を受給するようになる。年金保険料は支払っていた。

【日々の資金繰り】 生活保護により収入は安定している。生活保護費はその日のうちに全額を下ろし，家賃・電気代・携帯電話料金を支払っている（ガスは使用せず，水道料金は免除）。ほぼ毎日支援団体の活動に参加し炊き出しで昼食をとっている。コメや家財道具も支援団体から譲り受けている。理容サービスも支援団体が提供するものを利用し，風呂は区から支給される銭湯券で利用している。一方で，パチンコ・スロットなどのギャンブルで毎月多額を費消している（家計管理・節約を心がけてはいるが，ストレスがたまると使ってしまう，とのこと）。知人から借入して凌ぐが高利を要求されている（2割～3割）。それ以降，（記録漏れの部分もあると考えられるが）食費の支出が極端に減少し（月5,698円～月513円），生活に困窮している様子がみられる。

【金銭的ショックの吸収力】 ギャンブルの影響で手持ち資金はほぼない。すでに両親は他界し兄弟とも連絡を取っておらず親族とは疎遠で頼ることができない。

#### No.3

【来歴】 ホームレスであったが2002年のホームレス自立支援特別措置法の施行に伴い，一時宿泊所を経て支援団体の支援も受けアパートに転居，このころより生活保護も受給している。

【日々の資金繰り】 生活保護で収入は安定している。ただしガス代は口座自動振替であるが，電気代・携帯料金代が請求書払いとなっている。理由は前者の引落日は月半ばのため問題ないが，後者は月末のため引落不能になる場合が発生するためとのこと。そのためその都度ATMから現金引出をしており，毎回手数料を支払っている。

【金銭的ショックの吸収力】 現預金は少なく上述のように月末の口座振替に懸念がある。携帯会社が提供する少額の借入サービスがあり月末など資金不足の時に利用している。月3,000円から5,000円を上限に借入し，携帯料金支払いの時にまとめて支払う。サービス利用に信用情報機関への照会がないので利用しやすいとのことである。

【選択の自由のための金銭的裏づけ】 友人と積み立てをして旅行に出かけることがある。ただし積み立てを忘れていたためその友人に立替してもらい，後日返済した。

#### No.4

【来歴】 かつては十分な給与収入があったが，現在はうつ病等で就労は困難な状態になり，生活保護を受給している。精神障害者保健福祉手帳を保持している。ひきこもりや就労支援の団体とのつながりはある。

【日々の資金繰り】 生活保護で収入は安定している（家賃について生活保護費から直接支払いして

いる様子で収支の記録には反映されていない）が、精神障害もあり引きこもりがちな状態にある。そのため水道光熱費の収入に占める割合が大きい。冬季には60%にも及ぶ。生活保護費の振込日前日にはほぼ現預金は無い状態で、資金繰りは非常に厳しい。携帯電話料金の支払いは2か月ほど遅れている。食事については本人の偏食が激しいこともあるが、ほぼコンビニのおにぎりしか食べていない。フードバンクも時折利用するが、あまり利用したがない。

【金銭的ショックの吸収力】 現預金はほぼゼロであり、吸収力はない。緊急時に少額貸付してくれる知人はいる様子である。

#### No.5

【来歴】 両親は幼い時に離婚し、その後は父側と生活。父はパチンコ中毒で生活に困窮した。父の死後は消費者金融からの借入で生活していたが返済できず、調査時点では自己破産申請中である（調査時に消費者金融借入の返済は無い）。調査開始前年より生活保護を受給している。調査対象者には発達障害がありフルタイムでの就労は困難で家計管理も苦手な様子である。

【日々の資金繰り】 調査開始2か月後よりパート労働を始め、以降は生活保護とパート労働の収入で生活している。ただしその分生活保護費も減額されており収入はあまり向上していない。むしろ月々変動するパート労働収入（約3万～8万円）に合わせて生活保護費も変動（約2万～7万円）しており合算した毎月の収入の不安定さは高まっている。この時期に元々住んでいたアパートの家賃が生活保護基準を上回るとのことで引っ越しをした。しかし引っ越しの際に住んでいたアパートが調査対象者曰く「ゴミ屋敷同然の状態」だったために、廃棄物処理費・不用品処分費や、アパート修繕費（12回分割）の支払いの必要が発生した。そのため家賃や各種公共料金の支払いが遅延することになった。未払家賃について、分割払いを家主に依頼しているが、約束不履行を繰り返しているため、信用を失い了解を得るのが困難になっている。こうしたなか携帯電話のゲームに熱中し、課金額が月3万円にのぼる。携帯料金の未払いが多く、何度も携帯電話の使用が差し止めされている。しかし勤務先から携帯電話が使えないと仕事に支障をきたすと指摘され、未払い分を一括で払う。しかしそのため結果として生活費の不足に拍車をかけている。食費分も十分に手元に残せず、フードバンクや知人からの食料で凌ぐ状態である。

【金銭的ショックの吸収力】 無し。

(b) 年金を受給（生活保護との併給含む）しているケース

#### No.6

【来歴】 現役時代は複数の会社に勤務し、定年になる。その後支援団体の支援を受け、生活保護を受給している。年金保険料は支払っていたため年金収入はある。

【日々の資金繰り】 老齢年金と生活保護の併給のため偶数月（年金支給月）と奇数月の変動が激しい。年金支給額は2か月分で約17万円、生活保護支給額は毎月2.8万円である。週に3回から5回は支援団体の活動に参加し、昼食は炊き出しの提供を受けている。他、コメを譲り受けたり、支援団体が提供するシャワーや理容サービスも利用したりしている。調査開始半年前に生活保護費の92,000円の「過払い」（年金支給についての把握漏れがあったとのこと）があったとすることで、調

査開始3か月目よりその分を主に年金支給月に23,000円を支払っている。そのため実質的に手取り分が少なくなり、奇数月に生活費の不足に悩むことも出てきた。実際に調査開始時から1年間で現預金は大きく減少している。

【金銭的ショックの吸収力】生活保護費の「過払い」分の影響で現預金が減少傾向にある。兄弟との交流は時折あるが金銭的援助を受けてはいない（ケースワーカーから扶養義務履行についての照会もあった様子）。緊急時に支援団体職員や友人から借入することもある。

【選択の自由のための金銭的裏づけ】支援団体の企画で積み立てして旅行に出かけることがある。

#### No.7

【来歴】元は息子と2人暮らしの母子世帯であった。浪費のため消費者金融から多額の借入をし、息子の預金も使い込みした。その後自己破産し、息子と世帯分離し生活保護を受給し始める。

【日々の資金繰り】隔月払いの老齢年金と生活保護に加えてパート収入もあり毎月の変動は大きい。しかし金銭管理のために家計簿をつけたりすることで毎月の支出額は安定しており、2か月収支でプラスが出ている。以前は家賃の支払いを延滞していたが調査途中で延滞を解消している。しかし冬季に暖房、夏季に冷房を使わないなど、過度に節約をしている。

【金銭的ショックの吸収力】現預金は増加傾向にある。息子との交流はあるが過去に息子の預金を使い込みしていた経緯もあり、息子に対して負い目を持っている。

#### No.8

【来歴】調査開始3年前に年金担保貸付を利用。その他債務もあり後に法テラス利用で自己破産。しかし年金担保貸付については免責されなかった。

【日々の資金繰り】収入はほぼ老齢年金のみで2か月に一度の支給。年金担保貸付の返済のため、夫婦2人で切り詰めて生活しており生活に余裕はない。息子からの援助や戦没者弔慰金（10万円）、また調査10か月目で年金担保貸付の返済が終了した影響で、収支については少し余裕が出るようになったが、介護保険料や後期高齢者医療保険料の支払いが遅れることもある。

【金銭的ショックの吸収力】上記にもかかわらず突発的な資金需要に自力で対応する吸収力はほぼない。自動車税や車検の支払いができず、息子からの支援を受け支払っている。

#### No.9

【来歴】うつ病で通院中。発達障害の診断もあり。障害年金を受給している。清掃業務のアルバイトに従事している。

【日々の資金繰り】収入は障害年金（2か月分で約13万円）とアルバイト収入（おおむね月9万円程度）だが、年金の隔月支給のために変動が大きい。調査期間の前半においては毎月の借金返済（自動車ローンやキャッシング、返済約7万円）があり、収支を圧迫した。さらに追加のキャッシング利用で負債が3か月間で9万増加した。さらに実母が他界したとのことで、急遽、帰省費用・喪服購入などでさらに10万円をキャッシングする。この時姉にも6万円借入している。借入急増により返済が困難になり破産申請し、免責決定がおりる。その後返済が不要になったため資金繰り

に余裕が出たが、その後遊興費・煙草代・宝くじ購入費が急増した。職場で人間関係が築きにくいことがストレスになっており、その解消のために消費額が増加しているようである。

【金銭的ショックの吸収力】 上述のように親族の死去に伴う帰省で必要な資金が急増し、資金繰りが完全に破綻。自己破産に至ったもの。破産決定後収支の余裕は出たが、遊興費などの出費が増加し、現預金の蓄積はほとんどない様子である。貸付してくれる親族はいる。

#### No.10

【来歴】 妻と離婚し一人暮らし。自宅は自己所有マンションで住宅ローンは返済済み。

【日々の資金繰り】 収入は主に老齢年金。アルバイト収入もあるが月4,000円程度である。酒・たばこ・パチンコの支出が多いが、日常生活自立支援事業により通帳を管理してもらっており、2か月収支ではマイナスになることは無い。1週間に1万円、1か月で5万円をめどに支出管理している。

【金銭的ショックの吸収力】 現預金30万円程度と自己所有マンションがあり、金銭的ショックの吸収力は十分にあると推察される。

(c) 就労収入が主体（生活保護・年金受給無し、定住外国人除く）のケース

#### No.11

【来歴】 調査開始約1年前に自己破産し生活保護受給開始、その後就労し、収入が増加したとのことで調査開始4か月前に生活保護廃止。

【日々の資金繰り】 生活保護廃止後、職場で安定した人間関係を構築するのが困難な様子で、アルバイトの退職・転職を頻繁に繰り返している。そのため毎月の収入額に変動が大きい（8.5万円～24.2万円）。就労自立支援給付金が保護廃止約半年後に送金されているが、その入金があった月は労働時間を減らしている。収入が少ない月に家賃滞納多く、食費もカットしている。家賃滞納額は調査開始時点では更新料のみだったが、調査終了時点で約6か月の滞納になっている。加えて健康食品の月極購入もしているが滞納額が累積している。また一度急に意識を失うことがあったが、金銭面の理由から通院していない。

【金銭的ショックの吸収力】 無し。調査開始時点からほぼ現預金がなく、現預金が十分でない状態での保護廃止になったことが推察される。そのためアルバイトの退職・転職に伴う収入の変動に対応することが困難で、主に家賃滞納で凌いでいる様子で、今後各種滞納分の一括請求など、さらなる金銭的ショックに見舞われる可能性が高い状態である。後述の理由で通学する専門学校の入学金は分割払いにしているが、その際の保証人の関係で親族との関係が悪化したままの状態で、親族に頼れる状態でもない。

【選択の自由のための金銭的裏付け】 調査対象者には文筆業で生計を立てる希望あり。月5,000円の学費を支払って専門学校に通っていた。しかし調査後半は家計困難の影響で、学費の支払いが途絶し、以前は時折書いていた作品制作も途絶している。

#### No.12

【来歴】 調査対象者自身は団体の正規職員。夫は就労先倒産・失業後、体調悪化し、その後自営業

を行っていたが、調査開始直後より体調再び悪化し、ほぼ就労困難な状態になった。子どもは遠方で一人暮らしをする大学生と、中学生の2人である。

【日々の資金繰り】調査開始1か月目のみ夫の収入もあったが、夫の就労困難により、その後収入は調査対象者の収入（月12万円）のみの状態。毎月の平均支出額は35万円程度であり、預金を取り崩したり、支払いをリボ払いにしたりすることで生計を維持している。夫の自営業のための車両維持費（月6万円）も家計を圧迫している。

【金銭的ショックの吸収力】現状では、年末の帰省や中学生の子どもの学用品・制服代の出費、家族旅行代などの急な出費への対応力はある。しかし夫が就労困難になってから、現預金は急減していると推察され、金銭的ショックの吸収力は大きく低下している。

【選択の自由のための金銭的裏付け】夏休みに家族旅行に出かけている。

#### (d) 定住外国人のケース

##### No.13

【来歴】日本での定住歴約30年の外国人。調査対象者は親族等からの融資を受け飲食店を開業する。夫には就労収入あり。妻の自営業については、店の経費や家計上の支出が混在しており、実態について把握困難な状態（調査対象者自身も把握していない）。なお、最新の確定申告書の青色申告控除前所得額は920,067円（月76,672円）となっている。日本語での会話は流暢だが、読解力とくに漢字の読解能力は低い。

【日々の資金繰り】収入源は調査対象者の自営業と夫の給与収入である。飲食店の経営は順調とは言い難い状況で、夫収入の月22万円程度の収入で主に生計を支えているとみられる。飲食店経営のため食事は営業用の食材の残りで対応できるが、自営業のための人件費・店舗家賃・食材費など支払いも多い。売上も十分でないため営業用の現預金も少なくクレジットカードのキャッシングやリボ払いを利用している。その他クレジットカード・住宅の保険料・国民健康保険料・公共料金の支払いに遅延も目立つ。日本語読解力の影響で、支払い遅延のデメリットや金利等の条件について十分に理解していない様子もうかがえる。

【金銭的ショックの吸収力】キャッシング・リボ払いで負債が膨らんでおり、さらに負債を膨らませるのは限界がある。金銭的ショックの吸収力は低い。

【選択の自由のための金銭的裏付け】子どもは大学に通っていたが、学費未納で学籍を抹消されている。

##### No.14

【来歴】日本での定住歴約30年の外国人。夫婦ともに飲食店でアルバイトをしている。調査対象者は学生時代に日本語を学んでいるが漢字の読解は難しい。一方夫は、日本語での会話も得意ではなく、一人での金融関係の手続きは難しい様子である。

【日々の資金繰り】夫婦合わせた収入は34万円程で、家賃が約月10万円。調査開始2年ほど前に夫が病気で一時帰国し収入が減少したこともあり、調査開始時点ですでにリボ払いやキャッシングが多く、毎月の収支が大幅赤字になっている。比較的裕福であるという調査対象者の親族の支援で

つないでいる。

【金銭的ショックの吸収力】調査対象者の親族からの支援がある。ただし恒常的に赤字の状態であり、親族支援による恒常的な家計の赤字補填には限界があると考えられる。

【選択の自由のための金銭的裏付け】子どもが少年野球に参加しており、調査対象者夫婦としても支援しているが、遠征代・道具代などが嵩んでおり、家計を圧迫している。

## 4 調査結果の分析と考察

### (1) 金融ウェルビーイングの欠如

以上の調査の結果を、金融ウェルビーイングの視点で整理しよう。

第一に、「日々の資金繰りのコントロール」の有無についてである。調査対象世帯において、毎月の収入が安定しているのは、主に生活保護費で生活している世帯（No.1～No.4）と正規職員としての給与収入があるNo.12のみである。それ以外の世帯は非正規雇用・自営業や年金の2か月まとめ支給のために毎月の収入の変動が大きい。また生活保護を受給しつつ非正規雇用で就労しているケース（No.5）では、毎月大きく変動する給与収入との調整で翌月以降の生活保護費が調整されているため、結果として毎月の収入の変動が大きくなっている。年金の支給月ではない月に資金繰りに窮する世帯（No.6）や、給与収入の少ない月に家賃を滞納することで資金繰りする世帯も確認されている（No.11）。

もちろん収入の変動に加えて、収入の低さ自体も問題である。上述のように、調査対象の多くの世帯が15万程度の月収で、収支の赤字への対応に苦慮しているケースも少なくなかった。赤字の補填のためにカードでのキャッシングやリボ払いを蓄積させているケースも確認された（No.9・No.12・No.13・No.14）。またカード利用していない世帯（そのうち一部は自己破産歴有り）では、家賃や公共料金を滞納したり、食事をカットしたりして資金繰りに苦慮していることが複数確認された（No.2・No.4・No.5・No.11）。

一方で、インフォーマルな関係や支援団体の支援の重要性も確認された。資金繰りのために知人から少額借入しているケース（No.2・No.4・No.6）や親族からの借入や支援を受けているケースもあった（No.8・No.9・No.14）。一方で支援団体・フードバンクや自治体が提供する現物サービスが、日常の消費支出を削減させ、資金繰りに寄与しているケースも確認された（No.2・No.4・No.5・No.6・No.11）。

第二に、「金銭的ショックの吸収力」の有無とその影響についてである。上述のように多くの調査対象者世帯において、現預金が半月分の収入にも満たない。これはこうした世帯においてもしもの時の金銭的ショックの吸収力がほとんどないことを示している。現預金がなくても、もしもの時に支援してくれる親族がいれば緊急時に対応できる場合もある。しかし、調査対象世帯において親族関係が疎遠になっている（もしくは緊急時の借入のせいで疎遠になってしまった）ケース（No.1～No.5・No.11）があり、とくに生活保護受給世帯に多いことが確認された。

また今回の調査で「金銭的ショックの吸収力」の欠如から「日々の資金繰りのコントロール」の欠如またはその悪化につながったケースも散見された。たとえば、急遽引っ越しが必要になったた

め、廃棄物・不用品の処分費やアパート修繕費の支払いが必要になり、その負担もあって資金繰りに窮してしまったケース (No.5)、親族の他界で帰省費用が高んで借入が急増し、これまでのキャッシングも積み重なって返済が不能になってしまったケース (No.9)、就労が安定せず、加えて十分な現預金が無いまま生活保護が廃止されたため、収入が少ない月のバッファーがなく家賃滞納を繰り返しているケース (No.11)、である。

第三に現在や将来のための「選択の自由のための金銭的裏付け」の有無である。「日々の資金繰りのコントロール」や「金銭的ショックの吸収力」がほとんど無い状態で、「選択の自由のための金銭的裏付け」を確保することは非常に難しいことは想像に難くない。しかしそうしたなかでも、友人や支援団体を通じて旅行代金を積み立てたり (No.3・No.6)、自分の夢のために専門学校に通ったり (No.11)、家族旅行をしたり (No.12)、子どもの課外活動を金銭面でサポートしたりしているケースが確認された (No.14)。とはいえこうした行動による支出増加が「日々の資金繰り」や「金銭的ショックの吸収力」に悪影響を及ぼしていることも見逃せない。また、学費未納で子どもの教育機会が失われてしまうなど、子どもと家族の将来計画が実現不可能な状態に追い込まれているケース (No.13) も確認された。

## (2) 金融排除と社会保障給付制度の欠陥

(1) を踏まえて低所得者に対する適切な金融サービスの欠如を指摘することができる。「日々の資金繰りのコントロール」が難しくなっている背景として、低所得者の変動する収支を平準化する金融サービスの欠如がある。支出が収入を上回る月に利用できる適切な金融サービスがあれば、高利のキャッシングやリボ払いの利用を回避できたり、家賃・公共料金滞納や食事のカットを回避できたりしたケースもあるように思える。キャッシング・リボ払いによる負債の蓄積は後々に家計を圧迫する要因になる。また家賃滞納は結果として住居を失うリスクを高めているし、公共料金滞納や食事のカットは健康面への重大な悪影響が懸念される。

「金銭的ショックの吸収」を可能にする金融サービスも同様に不足している。こうしたサービスがあれば、キャッシングや、知人からの高利借入などをせずに済んだケース (No.2)、親族関係をこじらせずに済んだのではないかと思われるケース (No.11) もあった。またたとえば No.5 のような処分費や修繕費の支払いを求められたケースでは、より長期の分割払いを可能にする金融サービスがあれば、ここまで調査対象世帯の資金繰りが悪化し、極度に生活困窮する必要がなかったのではないか、と思われる。

「選択の自由のための金銭的裏付け」に対応する金融サービスも不足している。とくに、自身や子どもの教育や将来のために必要となる支出について、こうした需要に対応する金融サービスが必要である。子どもの成人後まで、課外活動費や大学学費の返済を待つような、そして外国人にもわかりやすく利用可能な長期貸付制度も必要であろう。

もちろんこうした金融サービスは、収入が不安定な低所得者にとって利用可能なものでなくてはならない。筆者も以前より指摘しているが、借手の状況の変更や財産の状況に配慮した金融サービスでなければ、(所得が低いだけでなく) 収支が不安定で金銭的ショックの吸収力の低い低所得世帯の生活を一層悪化させる恐れがある (角崎 2016)。低所得者向けの金融サービスは、岩田 (1990)

が指摘していたような低利で「相談・情報機能」付の貸付サービスである必要があるし、シェレイデンら（Sherraden et al. 2018）が指摘していたような、手頃さ（低利）や柔軟性を兼ね備えたものである必要があろう。

本稿の調査では、低所得者向け金融サービスの欠如だけでなく、生活保障に資するはずの現行の社会保障関係の給付方式自体が、低所得世帯の収支の不安定を引き起こす要因にもなっていることも確認できた。本稿で確認した事例で言えば、年金の隔月支給である。こうした社会保障給付方法の問題は、すでに児童扶養手当等の「まとめ支給」の問題点として指摘されていることである（藤原 2015 など）が、ここで改めて確認できたといえよう。

生活保護受給者であっても資金収支マイナス時のバッファーとなる一定以上の現預金が必要であることも今回の調査から明らかになっている。また保護廃止になる時点で現預金の蓄積が少なかったために、その後早々に資金繰りが困難になったケースがあった（No.11）。こうした問題の発生を防ぐために、保護廃止になったケースの長期的なモニタリングに加え、現預金の保持を生活保護の実施機関が積極的に認めていく必要があることも確認しておきたい。

また今回の調査対象者世帯のなかに、精神障害・発達障害を抱えているケースや、障害の認定はないが明らかに家計管理能力が欠如している場合もあった<sup>(16)</sup>。そうした家計に対する適切な相談支援体制について、現状ではやはり不足しているように思われる。また日本語が不得手な外国人にとって、日本語での契約条件や支払督促の文書が難しすぎたり複雑だったりするために、十分に金利条件や支払遅延のペナルティが認識されていないという点も問題である。誰にとってもわかりやすい契約条件や、外国人に対する日本語読解面でのサポートなども必要である。

以上のように、金融ウェルビーイングの欠如は、金融サービスの欠如だけでなく、適切な社会保障制度の欠如からもたらされることも確認し、金融ウェルビーイングのための社会保障給付制度改革も必要であることを強調しておきたい。

## おわりに

本稿では、低所得世帯の家計を、ファイナンシャル・ダイアリーといった方法で各1年間にわたって調査した。そして本稿は、低所得者世帯の家計が、金融ウェルビーイングが欠如している状況にあることや、適切な金融サービスから排除されていることを明らかにした。そして低所得者世帯の金融ウェルビーイングの欠如の背景の一つに社会保障給付の不備もあることを確認した。

とはいえ課題も残る。本調査のサンプルは14件と少ない。とくに今回は年金や生活保護などの社会保障給付で生活している世帯の割合が多く、一方で母子家庭については調査できなかった<sup>(17)</sup>。そういう意味では本稿の結論は、金融ウェルビーイングの欠如と金融排除の問題の一端を明らかに

(16) ただし低所得者の低い家計管理能力の背景には、ムッライナタンやシャフィールが指摘するような問題があることにも留意する必要がある。すなわち、家計に余裕がないときに目の前の問題の処理に集中しすぎてしまい将来のより重要な問題を疎かにしてしまう、という人間の特性こそが問題であり、資金収支のマイナスを頻発させる低所得や収支構造の不安定性自体が、人を不適切な家計管理に追い込んでいる可能性も見逃せない（Mullainathan and Shafir 2013 = 2017）。

(17) 母子世帯の金融排除の実態については、母子生活支援施設利用者の金融排除を扱った本誌掲載の「母子生活支援施設利用者みる金融排除」（佐藤順子）を参照されたい。

したに過ぎない。本稿の結果を踏まえて、より幅広い属性の家計を継続的に調査していくことで、低所得者の金融ウェルビーイングと金融排除の実態の、より包括的な把握に取り組む必要がある。

(かどさき・ようへい 日本福祉大学社会福祉学部准教授)

## 【参考文献】

- 岩田正美 (1990) 「社会福祉における「貨幣貸付」的方法についての一考察——世帯更生資金貸付制度をめぐって」『人文学報』(東京都立大学) 6号, 133-168。
- 奥山裕之 (2016) 「米国における金融消費者保護局の設立と展開」『レファレンス』平成 28 年 1 月号, 109-128。
- 角崎洋平 (2016) 「借りて生きる福祉の構想」後藤玲子編『福祉+ a (正義)』ミネルヴァ書房。
- (2019) 「なぜ生協が生活相談・貸付事業に取り組むのか——低所得者・生活困窮者等の金融福祉の観点から」『生活協同組合研究』519号, 12-19。
- 小関隆志・角崎洋平 (2018) 「低所得世帯の家計分析に基づく金融排除の研究」(社会政策学会第 137 回大会自由論題報告)。
- 野田博也 (2012) 「金融排除の概念」『愛知県立大学教育福祉学部論集』61号, 101-111。
- (2019) 「社会的側面を重視するファイナンシャル・ケイパビリティ研究の到達点と課題」『人間発達研究』(愛知県立大学人間発達研究科) 10号, 35-45。
- 藤原千沙 (2015) 「児童扶養手当の支給期月と母子世帯の家計——年 3 回の手当支給で所得保障機能は十分に果たせるか」原伸子・岩田美香・宮島喬編『現代社会と子どもの貧困——福祉・労働の視点から』大月書店, 31-60。
- 宮坂順子 (2008) 『「日常的貧困」と社会的排除——多重債務者問題』ミネルヴァ書房。
- Brownlee, Kimberley and Zofia Stemplowska (2015) “Financial Inclusion, Education, and Human Rights,” Tom Sorell and Luis Cabrera eds., *Microfinance, Right, and Global Justice*, Cambridge University Press, 2015.
- Consumer Financial Protection Bureau (CFPB) (2015) *Financial Well-being: The Goal of Financial Education* ([https://files.consumerfinance.gov/f/201501\\_cfpb\\_report\\_financial-well-being.pdf](https://files.consumerfinance.gov/f/201501_cfpb_report_financial-well-being.pdf)).
- (2017) *Financial Well-being in America* ([https://files.consumerfinance.gov/f/documents/201709\\_cfpb\\_financial-well-being-in-America.pdf](https://files.consumerfinance.gov/f/documents/201709_cfpb_financial-well-being-in-America.pdf)).
- Gloukoviezzoff, Georges (2011) *Understanding and Combating Financial Exclusion and Overindebtedness in Ireland: A European Perspective*, The Policy Institute, Ireland.
- Morduch, Jonathan, Stuart Rutherford, Daryl Collins, and Orlanda Ruthven (2009) *Portfolios of the Poor: How the World's Poor Live on \$2 a Day*, Princeton University Press (ジヨナサン・モーダック, スチュアート・ラザフォード, ダリル・コリンズ, オーランダ・ラトフェン著, 野上裕生監修, 大川修二訳 (2011) 『最底辺のポートフォリオ——1日2ドルで暮らすということ』みすず書房)。
- Morduch, Jonathan and Rachel Schneider (2017) *The Financial Diaries: How American Families Cope in a World of Uncertainty*, Princeton University Press.
- Mullainathan, Sendhil and Eldar Shafir (2013) *Scarcity: Why Having Too Little Means So Much*, Times Books (センディル・ムッライナタン, エルダー・シャフィール著, 太田直子訳 (2017), 『いつも「時間が無い」あなたに——欠乏の行動経済学』早川書房)。
- Sherraden, Margaret (2013) “Building Blocks of Financially Capability,” Julie Birkenmaier, Margaret Sherraden, and Jami Curley eds., *Financial Capability and Asset Building: Research, Education, Policy and Practice*, Oxford University Press.
- Sherraden, Margaret, Jukie Birkenmaier, and J. Michael Collins (2018) *Financial Capability and Asset Building in Vulnerable Households: Theory and Practice*, Oxford University Press.